

招聘 研究員

氏名	劉 洋 (LIU Yang)
所属機関等	中山大学 中国非物質文化遺産研究中心
受入期間	2018年10月9日～2018年10月29日
指導教員	小熊 誠 (チューター: 陳 華澤)
研究課題	日本無形文化財の伝承経験



中国と日本における無形文化遺産の保護 及び継承制度に関する研究

劉 洋

要旨

日本は世界でもっとも早く無形文化遺産に対する保護を提起した国であり、無形文化遺産の保護においてもっとも成功を収めている国の一つとして世界でも認められている。本稿では、中国と日本における無形文化財の保護及び継承制度を比較することで、中国の無形文化遺産の保護に関する制度及び学術研究にとって有益な考察を示したい。

キーワード：中日、無形文化遺産、保護及び継承、制度

I 問題提起

中国は五千年の歴史を持つ多民族国家であり、豊富で多彩な無形文化遺産資源を持つ。これは人類の文化的多様性を生き生きとした形で体現したものであり、かつ、人類の創造力と智慧の結晶でもある。中国における無形文化遺産の保護及び発展は、非常に大掛かりで、かつ極めて複雑な文化継承のプロセスである。

ここ数十年にわたり、中国では、無形文化遺産の保護に関する政策、方法、実践事例等において豊かな成果を挙げている。無形文化遺産に対する保護作業に取り掛かる上で、一連の法規文書が策定されたことは、極めて強い規範性と訴求力を発揮した。応急的な保護、全体的な保護、生産的な保護、生活化による保護といった手法により、無形文化遺産の保護状況に極めて大きな変化が生まれ、すばらしい効果が得られた。しかし現在、無形文化遺産の保護に関し、次第にいくつかの問題も顕在化してきている。

日本は世界でもっとも早く無形文化遺産の保護を提起

した国である。また、無形文化遺産の保護においてもっとも大きな成功を収めている国の一つとして世界でも認められている。立法、理論、実践のどの面においても、日本は文化遺産の保護に取り組むアジア各国の先頭に立っている。この点を鑑み、本稿では、中国・日本両国における無形文化遺産の保護及び継承制度を研究し、中国の無形文化遺産の保護に関する制度及び学術研究にとって有益な考察を示したい。

II 無形文化遺産保護に関する日本の経験

明治4年(1871年)の時点で、日本はすでに歴史文化遺産に対する意識的な保護に着手しており、文化遺産の保護文化に関し、「古器旧物保存法」、「史蹟名勝天然記念物保存法」、「国宝保存法」という三つの法律を公布した。これらの法律により、当時の伝統文化が災害による破壊から免れたほか、後世において制定される法律のモデルとなった。

(1) 日本における文化財保護法の変遷

1950年、未だ戦争による廃墟の中にあった日本で「文化財保護法」が公布された。日本において、文化財保護法は数多くの改正を経て絶えず発展・拡充され、中でも大規模な改正が7回行われている。そのうち無形文化財に関連した改正を以下に挙げる。1950年に公布された文化財保護法において、「無形文化財」という項目が明確に設けられた。ここにおける無形文化財とは、「演劇、音楽、工芸技術その他の歴史上または芸術上価値の高い」無形の文化事象を指す。1954年、文部省に



より、文化財保護法の一部を改正する法律が公布された。最大の変更点は、民俗資料を有形文化財から切り離し、独立した分類項目としたことである。1975年、文部省により文化財保護法が再び改正され、民俗資料に民俗芸能が加えられ、民俗文化財に改称された。これは、もともとの有形民俗文化財が無形民俗文化財へと拡大されたことを意味する。同年11月、文部省告示第156号により、無形民俗文化財が風俗習慣及び民俗芸能に分けられた。2004年、民俗文化財の範疇に民俗技術が追加された。2018年には、保存活用計画が追加された。

(2) 日本における無形文化遺産の分類

日本において無形文化遺産は無形文化財、無形民俗文化財、文化財保存技術の三つに分類される。無形文化財とは、歴史上又は芸術上価値、難度、専門性の高い、伝統芸能及び工芸技術を指す。具体的に、芸能には雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、音楽、舞踏、演芸、人形浄瑠璃等が含まれ、工芸技術には陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形、象牙彫刻、手漉和紙、截金等の手工芸が含まれる。無形民俗文化財とは、人々が継承してきた無形文化遺産を指し、風俗習慣、民俗芸能、民俗技術の三つがある。文化財選定保存技術には三つの領域（有形文化財、有形民俗文化財、記念物等）があり、有形文化財の修理・復旧・復原・模写・模倣製造等の技術及び技能、有形文化財の修理に必要な材料の生産・製造、用具の製作・修理等の技術及び技能、舞台芸術・工芸技術・民俗舞台芸術等に必要となる用具の製作・修理、及び材料の生産・製造等の技術が含まれる。

(3) 日本の無形文化財指定制度及び保持者認定制度

日本では無形文化財の指定及び登録を実施しており、国、都道府県、市区町村の三種に分類される。関連当局が法規定に基づき、無形文化遺産から代表的なものを不定期に選出し、「重要無形文化財」または「重要無形民俗文化財」として指定する。日本の無形文化の継承者には個人のほかに団体もある。認定方式には、各個認定、総合認定、及び保持団体認定の三つがある。「各個認定」の荣誉に輝いた達人たちは「人間国宝」と称される。人間国宝は国が「各個認定」した個人のみを対象とし、団体は対象とならず、分野も芸能分野及び工芸技術分野に限定される。例えば、芸能分野においては「各個認定」及び「総合認定」が、工芸技術分野においては「各個認定」及び「保持団体認定」が実施される。

III 日本における無形民俗文化財事例の研究

一 藤野村歌舞伎

藤野村歌舞伎は、明治初期の農閑期における五穀豊穰



● 図1 藤野村歌舞伎の旗



● 図2 ステップ1：メイク

祈願及び娯楽の手段であった。戦後日本は高度経済成長期を迎え、娯楽の手段が多様化したことで、藤野村歌舞伎は一度衰退した。昭和から平成へと時代が移り変わる中、政府は伝統的な村歌舞伎がこのまま消滅してしまうのは非常に惜しいことであると考えた。政府からの支持と村民たち自身の愛とにより、平成4年、藤野村歌舞





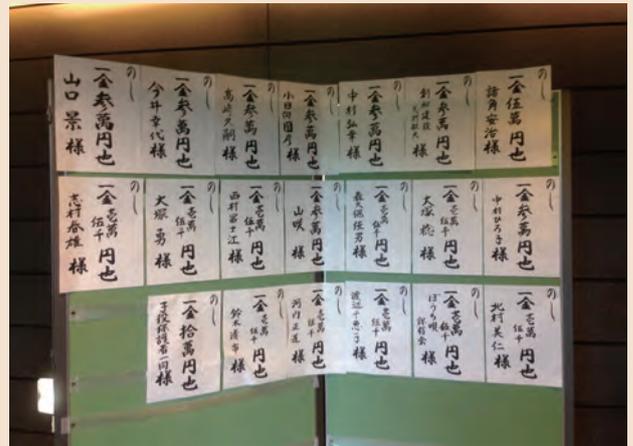
●図3 ステップ2：着物を着る



●図4 ステップ3：かつらをつける



●図5 用意が整った役者



●図6 公演スポンサー

伎は復活を遂げ、年に一度公演が催されている。2009年には神奈川県相模原市の重要無形民俗文化財に登録され、藤野村歌舞伎保存会が保護団体に指定された。藤野村歌舞伎保存会のもっとも主要な活動は年に一度の公演であり、保存会では半年以上にわたり仕事の合間を縫って稽古を行い、公演の一週間前に舞台を組む。最後の一

週間は毎日夜間にリハーサルを行い、公演前日の通し稽古を経て、二日間にわたる公演を迎える。

藤野村歌舞伎保存会のメンバーの構成は特徴的である。10代の小学生から70代の高齢者に至るまで、各年代の役者がまんべんなく在籍している。職業は定年退職者、現職者、専業主婦、大学生、中高生、小学生で、同会に加入したのは、みな伝統的村歌舞伎が好きだからという理由である。同会の会長を務める70代の諸角安治氏は、すでに定年退職した身であるため、藤野村歌舞伎の保護と継承により大きな精力を注いでいる。彼自身が村歌舞伎の芸能を理解するとともに、芸能指導も行っている。入会時に会員は会費を納入する必要がある。会員の中には大学生や小学生も少なくないが、彼らは一つの芸能を修めるからには費用がかかるものだと考えている。藤野村歌舞伎は芸能の学習のみならず、民俗活動を継承する場でもあり、会員の参加意欲は高い。

藤野村歌舞伎保存会の資金源は、主に民間からの資金援助である。相模原市重要無形民俗文化財として毎年9万円（約5000人民元）の資金援助が得られているもの



の、これではまったく十分ではなく、民間から多くの支援を受けている。諸角会長の説明によると、その他の資金源は主に藤野村の企業、町内会、神社、民俗芸能協会の賛助金、会員の入会費、及び公演当日の来場者からの寄付金である。

今回の調査から、藤野村歌舞伎の継承及び保護に取り組んでいる団体は実質的に藤野歌舞伎保存会であり、住民が自発的に結成した同会には行政当局者が参画していないことがわかり、住民の保護に対する意識と参画度は高いと感じられた。

IV 中国が日本の経験から得る教訓と考察

中国における無形文化遺産保護は、スタートが遅かったものの、急速に発展しているという特徴がある。ここ十数年にわたる実践を通じ、無形文化遺産の保護作業は徐々に成熟してきている。しかし同時に、無形文化遺産の保護をめぐる、一連の新たな課題や挑戦にも直面している。

(1) 法律

中国では2011年に「中華人民共和国無形文化遺産法」が公布された。「中華人民共和国無形文化遺産法」では、規定の制定において綱領的な記述方法が採用され、具体的な執行面では比較的大きな柔軟性が残された。それゆえ同法は、マクロ的な指導にのみ適するものである。

こうしたマクロ的な指導制度により、無形文化遺産の保護及び継承に対し、政策・メカニズム・資金・労働力面からの保障が与えられている。しかし中国は多民族国家であり、かつ膨大な数の無形文化遺産保護プロジェクトが存在する。一足飛びに制度を構築することは不可能であり、どのような政策・制度にも限界がある。それゆえ、実践の過程の中でゆっくりと問題を顕在化させ、そうした過程を通じ、保護制度をいっそう補充し、洗練されたものとし、整備を進める必要がある。

(2) 分類

中国では、「ユネスコ無形文化遺産保護条約」で規定される「口承による伝統及び表現」（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む）、「芸能」、「社会的慣習、儀式及び祭礼行事」、「自然及び万物に関する知識及び慣習」、「伝統工芸技術」という無形文化遺産の五つの分野を、民間文学、伝統的な音楽、伝統的な舞踏、伝統的な劇曲、曲芸、伝統的なスポーツ・雑技、伝統的な美術、伝統的な技芸、伝統的な医薬、伝統的な民俗といった十の分野へと再構築・深化させて申請を行っている。

中国における無形文化遺産の「十分法」は、中国にお

ける無形文化遺産の分類研究の具体的実践の一環である。しかしまだ修正及び調整を継続する必要がある。例えば、言語は社交のためのツールであるとともに、思考の手段、文化の運び手であり、重要な文化的要素が含まれている。グローバル化、情報化、現代化の波が押し寄せ中、漢語の方言は深刻な消滅の危機に瀕し、言語的特色と文化的豊かさに富む数多くの消滅危機方言が急速に消滅へと向かっている。現時点での統計によると、129言語のうち117がすでに消滅の危機に瀕しているか、または危機的な状況へと陥りつつある。特定の地域の方言や特定の業種における特殊言語は、無形文化遺産の伝達手段であるのみならず、それ自身が無形文化遺産でもあり、言語の重要性は言うまでもなく明らかである。しかし言語という分類は無形文化遺産の十の区分に含まれていない。

(3) リスト制度及び継承者制度

中国では国が申請の主体であるという基本方針のもと、「国際レベル→国レベル→省レベル→市レベル→県レベル」という5段階に分かれた「リスト制度」（中国国内では「4段階」）に従い、下から上へと各レベルを経て申請する原則となっている。つまり、まず県レベルのリストへの申請を行い、その後市レベル、省レベルを経て、最後に国レベルのリストへの申請を行う。最後に国が申請の主体となり、ユネスコの無形文化遺産リストへの申請を行う。

中国には膨大な数の豊富な無形文化遺産がある。極めて大量の無形文化遺産資源に対しレベル別の保護を実施するのは避けられない対応である。国の能力には限界があり、すべての無形文化遺産のリストに対し区別なく対応することは不可能である。しかし文化相対論においては、あらゆる民族の文化には他の文化には取って代わることでできない独特の価値があると考えられている。リスト入りを果たした無形文化遺産には、文化遺産としての絶対的な価値があるのだろうか？リストに登録されていない無形文化遺産は、そのことが原因で次第に周縁化してしまわないだろうか？こうした問題を考えていく必要がある。

中国の無形文化遺産の継承者制度は、無形文化遺産の保護及び継承の向上に一定の効果を発揮し、同時に無形文化遺産の継承者の生活水準も改善されている。しかし中国には各個認定しか存在しない。いかにして日本の経験から学びつつも中国の具体的現状を考慮し、無形文化遺産プロジェクトの代表的継承者制度を「各個認定」から「保持団体認定」や「総合認定」を含む形に拡大していくか、さらなる整備が待たれる。

日本では半世紀にわたる模索を通じ、分類・指定制度



が徐々に整備されてきた。日本の経験には我々が参考とすべき価値があり、我が国は、無形文化遺産の代表的プロジェクトにおけるリスト制度と代表的継承者制度の管理体制をいっそう強化し、洗練させる必要がある。我が国におけるこれまでの無形文化遺産の保護形式では、行政志向の取り組みが過度に強調されてきた。単純な対症療法的な無形文化遺産保護であり、全国民の力を結集したものはなっていない。我が国で無形文化遺産の保護を進めるためには、「政府が主導し、社会が参画する」という構図が必要であり、無形文化遺産保護の観念を国民の心にいっそう浸透させ、全国民の力を集めることが求められる。

【参考文献】

王晓葵「日本における無形文化遺産の保護に関する法規の変

遷とそれに関連した問題（原文：日本非物質文化遺産保護法規的演変及相關問題）『文化遺産』2008年第2期
周超「日本の法律における『文化遺産』の定義、分類、及び階層区分（原文：日本法律对“文化遗产”的定义、分类与分级）『宁夏社会科学』2009年第1期
馮彤「日本の無形文化遺産の継承者制度（原文：日本無形文化遺産継承人制度）『民族芸術』2010年第1期
周星、周超「日本の文化遺産の分類体系及びその保護制度（原文：日本文化遺産の分類体系及其保護制度）『文化遺産』創刊号
宮田繁幸「日本の無形文化遺産保護と無形文化遺産保護条約」東京文化財研究所
白庚勝「中国の無形文化遺産保護」中国民間文芸家協会
飯島満「日本の無形文化遺産—古典芸能の伝承と将来—」東京文化財研究所
俵木悟「東京文化財研究所の無形文化遺産保護のための取り組み」東京文化財研究所
日本文化庁の公式サイト〈<http://www.bunka.go.jp/>〉

中日无形文化遗产的保护和传承制度研究

中山大学 刘洋

摘要：日本是世界上最早提出对非物质文化遗产进行保护的国家，也是世界上公认的非物质文化遗产保护最为成功的国家之一。本文通过对比中日无形文化财的保护和传承制度，以期对中国的非物质文化遗产保护有关的制度与学术研究提供有益的思想。

关键词：中日；无形文化遗产；保护和传承；制度

一、问题的提出

中国是一个具有五千年历史的多民族国家，有丰富多彩的非遗资源，是人类文化多样性的生动体现，也是人类创造力和智慧的结晶。中国的非遗保护和发展是一个十分浩大且极其复杂的文化传承工程。

近十余年来，中国在非遗保护的政策、方法和实践案例等成果丰富。中国一系列法规文件的制定，对非遗保护工作的开展具有极强的规范性和号召力，抢救性保护、整体性保护、生产性保护、生活化保护等方法极大的促进了非遗保护的现状的改变，取得了很好的效果。但是，目前非遗的保护问题也在渐渐的暴漏出一些问题。

日本是世界上最早提出对非物质文化遗产进行保护的国家，也是世界上公认的非物质文化遗产保护最为成功的国家之一。无论是立法、理论与实践，日本都走在了亚洲各国文化遗产保护工作的前列。鉴于此，本文通过研究中日两国非物质文化遗产的保护和传承制度，以期对中国的非物质文化遗产保护有关的制度与学术研究提供有益的

思想。

二、日本的非物质文化遗产保护经验

早在明治四年（即1871年），日本就已经开始有意识地对历史文化遗产进行保护先后颁布了三部保护文化遗产的法律：《古器旧物保存法》、《古迹名胜、天然纪念物保存法》、《国宝保存法》。这三部法律既使当时的传统文化免于灭顶之灾，也为后世法律的制定提供了典范。

（一）日本文化财保护法的变迁

在1950年，尚在战争废墟中的日本就颁布了《文化财保护法》。日本文化财保护法经过多次修订，历经不断的发展和扩充，其中有7次大的修订。以下几次是与无形文化财有关的修订：在1950年日本颁布的文化财保护法就明确分列出“无形文化财”这一项。其中无形文化遗产是指演剧、音乐、工艺技术以及其他在历史以及艺术上价值高的无形的文化事象。1954年日本文部省颁布了文化财保护法部分修正案，最大的变化是把民俗资料从有形文化遗产中分出，列为单独的一类。1975年文部省再次对文化财保护法进行了修订，在民俗资料中加入了民俗艺能，并改称为民俗文化遗产，这就意味着将原来的有形民俗文化进行制定扩大到无形民俗文化上。同年11月日本文部省156号告示，对无形民俗文化分为风俗习惯和民俗艺能。2004年在民俗文化范畴内中增加了



民俗技术。2018年加入了保存活用计划。

（二） 日本的非物质文化遗产分类

日本的非物质文化遗产分为三类：无形文化财、无形民俗文化财、文化财保存技术。无形文化财是指那些具有较高历史价值与艺术价值的、难度较大、专业性较强的传统表演艺术与工艺技术。其中，表演艺术具体包括雅乐、能乐、文乐、歌舞伎、组舞、音乐、舞蹈、演艺、人形净琉璃等，工艺技术包括陶艺、染织、漆器、金器、竹木、玩偶、象牙雕刻、手工造纸、截金等手工工艺。无形民俗文化财是指一般民众传承的非物质文化遗产，包括风俗习惯、民俗艺能和民俗技术三个方面。文化财选定保存技术：包括三个方面（有形文化财、有形民俗文化财、纪念物等）有形文化财的修理、复旧、复原、模写、模仿制造等技术和技能、有形文化财修理所需材料的生产、制造、用具的制作修理等技术和技能、舞台艺术、工艺技术、民俗舞台艺术等所需用具的制作、修理以及材料的生产、制造等技术。

（三） 日本无形文化财指定制度和保持者认定制度

日本会对无形文化遗产进行指定和登录，分为国家、县、市三类。相关部门按照相关法律规定，不定期地从无形文化遗产中甄选出具有代表性的并指定其为“重要无形文化财”或“重要无形民俗文化财”。无形日本的文化传承人不仅可以是个人也可以是集体。有三种认定方式：个人认定、综合认定和团体认定。拥有“个人认定”荣誉的大师们称做“人间国宝”，人间国宝只是针对国家给予“个别认定”的个人而言的，并不针对团体，只在表演艺术领域与工艺技术领域产生。比如，在表演艺术领域实行“个人认定”和“综合认定”，在工艺技术领域实行“个人认定”和“团体认定”。

三、日本无形民俗文化财案例研究—藤野村歌舞伎

藤野村歌舞伎是在明治初期农闲时作为一个祈祷五谷丰登以及娱乐的一种形式。战后日本迎来了经济高速增长期，娱乐形式也多样化，藤野村歌舞伎曾一度衰退。从昭和从平成过渡时，政府认为传统的村歌舞伎就这样消失非常可惜，由于政府的支持与村民本身的喜欢，平成4年藤野村歌舞伎复活，每年举办一次藤野村歌舞伎公演。2009年被登录为神奈川县相扑原市重要无形民俗文化财，指定的保护团体为藤野村歌舞伎保存会。藤野村歌舞伎保存会最主要的活动为每年一度的公演，保存会进行半年以上的业余训练，在公演前一周开始搭舞台，然后用一周时间每天晚上进行排练，公演前一天进行彩排，最后进行两天的公演。

藤野村歌舞伎保存会的构成有它的特点。演员年龄分布

比较平均，从10多岁的小学生一直到70多岁的老人。职业有退休人员、在职人员、家庭主妇、大学生、初高中生、小学生，他们加入保存会的原因都是对传统村歌舞伎的喜欢。保存会会长诸角安治70多岁，觉得自己已经退休，有更多的精力来进行藤野村歌舞伎的保护与传承。他自己本身掌握村歌舞伎的艺能，同时进行艺能的指导。每个会员在入会时都要缴纳会费，会员中不乏大学生和小学生，他们认为出去学一项艺能也要收费，而在藤野村歌舞伎既可以学到艺能又能传承民俗活动，所以他们十分愿意加入。

藤野村歌舞伎保存会的资金来源主要为民间资助。首先，作为相扑原市重要无形民俗文化财每年只有9万日元（大约为5000元）的资金支持，这是远远不够的。所以更多的为民间支持，据会长介绍，其余的资金主要为，藤野村的企业、居委会、神社、民俗艺能协会的赞助，会员的入会费以及公演当天人们的赞助。

从调查中可以感受到，藤野村歌舞伎真正在做传承与保护的实体是藤野歌舞伎保存会，保存会由民众自发组织，没有行政人员参与，民众的保护意识较强且参与度高。

四、日本经验对中国的借鉴与思考

中国非遗保护的特点是起步晚，发展快，非遗保护工作在近十余年的非遗保护实践中已经慢慢走向成熟，但同时非遗的保护也产生了一系列的新课题和新挑战。

（一） 法律方面

中国是在2011年颁布的《中华人民共和国非物质文化遗产法》。《中华人民共和国非物质文化遗产法》采用纲领性的表述方式来制订规范，为具体的执行层面留出了较多灵活的空间，所以非遗保护法只适用于宏观的指导。

这些宏观性的指导制度为非遗的保护和传承提供了政策、机制、资金、人力等保障。但中国是多民族国家，且非遗保护项目数量庞大，制度建设不可能一蹴而就，每一项政策制度都有局限性，所以在实践的过程中会慢慢暴露出一些问题，需要在实践过程中进一步补充细化和完善保护制度。

（二） 分类方面

中国将UNESCO《公约》所限定的“口头传统和表现形式”（包括作为非物质文化遗产媒介的语言）；“表演艺术”；“社会实践、仪式、节庆活动”；“有关自然界和宇宙的知识与实践”以及“传统手工艺”等五个类别的非遗内容，解构和深化为民间文学、传统音乐、传统舞蹈、传统戏剧、曲艺、传统体育与杂技、传统美术、传统技艺、传统医药和民俗等十个类别进行申报。



中国非遗的十分法是中国非遗分类研究的一个具体实践，但是也还需要继续修正及调整。比如，语言既是交际工具，又是思维工具和文化载体，包含着重要的文化内涵，在全球化、信息化和现代化的浪潮中，汉语方言的濒危现象已经十分严重，大量富有语言特色和文化内涵的濒危方言正在迅速走向消亡。初步统计 129 种语言中有 117 种语言已经濒危或正在走向濒危。一定地域的方言、一定行业的特殊语言，不仅是非遗传达的媒介，其本身就是非物质文化遗产，语言的重要性不言而喻，但语言类非遗类别并不在非遗的十个类别中。

（三）名录制度与传承人制度

中国是以国家为主体申报的基础上，根据中国“国际级→国家级→省级→市级→县级”五级“名录制度”（国内“四级”）的建设结构，采取了反向逐级申报的原则。即先申报县级名录，后申报市级名录，再申报省级名录，最后申报国家级名录。然后以国家为申报主体，最终申报 UNESCO 的国际级三项非遗名录。

中国非遗丰富且数量巨大，面对数量巨大的非遗资源，分级保护势在必行。国家力量有限，不可能不加区别地对待所有非遗名录。但是文化相对论认为每个民族的文化都有其独特的价值，是其他文化所不能代替的。已进入名录的非遗是否具有绝对的文化价值？未进入名录的非遗是否因此逐渐边缘化？这些是我们需要思考的问题。

中国的非遗传承人制度对提高非遗的保护和传承具有一定的效果，同时也改善了非遗传承人的生活水平。但是中

国只有个人认定，如何来借鉴日本的经验并结合中国的具体情况，把非遗项目代表性传承人制度从“个体认定”扩展到“群体认定”、“综合认定”？需要进一步完善。

日本是在半个世纪的探索中慢慢完善分类及指定制度，日本的经验是值得我们借鉴的，我国需要进一步完善和细化非遗代表性项目名录和代表性传承人制度管理体系。我国以往的非遗保护形式过多的强调行政导向作用，单纯输血式的非遗保护，并没有集合全民的力量。我国的非遗保护需要形成一个“政府主导、社会参与”的非遗保护的格局，使非遗保护的观念越来越深入人心，需要寻求全民的力量。

【参考文献】

- 王晓葵，日本非物质文化遗产保护法规的演变及相关问题，文化遗产，2008 年第 2 期
- 周超，日本法律对“文化遗产”的定义、分类与分级，宁夏社会科学，2009 年第 1 期
- 冯彤，日本无形文化遗产传承人制度，民族艺术，2010 年第 1 期
- 周星、周超，日本文化遗产的分类体系及其保护制度，文化遗产，创刊号
- 宫田繁幸，日本の無形文化遺産保護と無形文化遺産保護条約，東京文化財研究所
- 白庚勝，中国の無形文化遺産保護，中国民間文芸家協会
- 飯島満，日本の無形文化遺産—古典芸能の伝承と将来—，東京文化財研究所
- 俵木悟，東京文化財研究所の無形文化遺産保護のための取り組み，東京文化財研究所
- 日本文化庁官网

